

地方自治法に基づく区地域協議会の設置状況

※第30次地方制度調査会第15回専門小委員会の資料を参考に作成

※該当2市

	新潟市	浜松市
設置組織	法第252条の20第6項に規定する区地域協議会(19年4月設置) (名称:区自治協議会)	法第252条の20第6項に規定する区地域協議会(19年4月設置) (名称:区協議会)
委員構成(委員数)	30人以内で構成 ・地域から選出された者 ・公共的団体等から選出された者 ・学識経験者 ・公募による者	定数20人(西区・北区・天竜区は25人)(以下、各区合計数) ・区協議会が選定した公共的団体等から推薦された者100名 ・区協議会から直接指名された者42名 ・公募による者13名
選任方法	区自治協議会からの推薦に基づき市長が任命する。推薦に当たっては、各区自治協議会内に置かれる推薦会議による	区協議会が設置する推薦会(区協議会委員3～7名で構成)が、公共的団体等の選定案、公募委員の公募方法・選定方法案、直接指名委員の推薦案の作成等を行い、区協議会で承認した後、案に基づき、市長が選任する。
任期	2年(再任は、原則1回まで)	2年(再任は1回限り)
所掌事務・権限	① 当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 - 区役所が所掌する事務に関する事項 - 前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項 - 市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項 ② 当該区域の事項に係る市長の必須意見聴取 - 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項 - 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項 - 特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案に関する事項	① 当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 - 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項 - 上記のもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項 - 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 - 新市建設計画に関する事項 - 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項 - 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項 - 区役所に係る予算編成に関する事項 - 大規模な組織改編に関する事項 - 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項 - これらに掲げるもののほか、規則で定める重要な事項 ② 当該区域に係る建議・要望
報酬の有無	報酬なし (ただし、会議等に参加した委員には、3,000円の費用弁償を支給)	月額5,000円 (会長職は月額6,000円)
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	年12回 (中央区自治協議会)	年12回(中区協議会)

